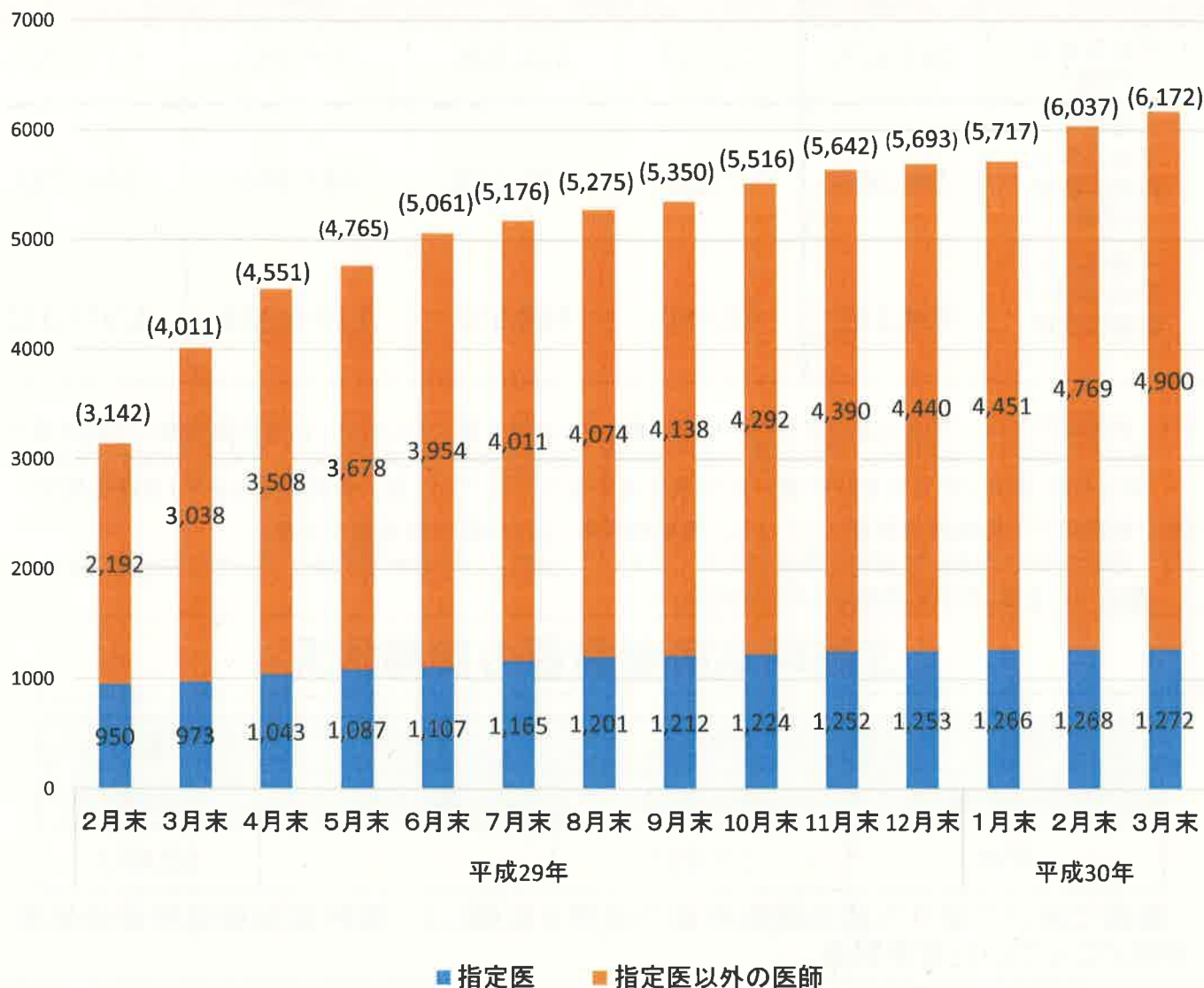


改正道路交通法の施行状況【高齢運転者対策】

期間内の暫定値
平成29年3月12日～平成30年3月31日

③医師の診断体制の確保

※括弧内は総数



※「指定医」とは、認知症について専門的な知識を有すると都道府県公安委員会が認める医師で、あらかじめ指定されたもの（臨時適性検査において診断を行う医師）

「指定医以外の医師」とは、認知症に係る医師の診断を必要とする者（診断書提出命令の対象者）に対して警察から紹介を行うことについて了承した医師